

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A郡B町において酪農業を営む事業主であるが、平成〇年〇月〇日から、同町所在のC労災保険加入組合を通じ、特定農作業従事者（第二種特別加入者）として労働者災害補償保険に特別加入していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、仔牛を移動させるため、「もくし」と呼ばれる作業具を仔牛の頭部に掛けて引っ張っていたところ、逆に仔牛に引っ張られて右肩を負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、平成〇年〇月〇日D病院に受診して「右肩腱板損傷、右肩関節症」と診断され、その後、同年〇月〇日、E病院に転医し加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の6に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 2級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) F医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書においては、傷病名「右肩腱板損傷」とされているが、本件災害発生（平成〇年〇月〇日）3日後である同月〇日初診のD病院の診療費請求内訳書においては、「右肩関節痛症」とされている。その後、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書においては「右肩腱板断裂」とされ、治ゆ時には「右肩腱板損傷」とされているところ、同診断書では、他覚的所見として、「MRIにて広範囲陳旧性断裂」と記載され、さらに「今回の外傷による断裂ではなく、元来断裂はあったものと推測される。継続の希望は本人強く、病状を客観的に理解していない。腱板断裂はもともとあったものが悪化した状況」である旨、記述されている。

(2) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主訴及び医証等から、「右肩関節の機能障害」及び「右肩部の神経症状」と認められるので、以下において、検討する。

#### ア 右肩関節の機能障害について

判断の要件として引用する障害等級認定基準において、肩の主要運動は、屈曲及び外転・内転とされているところ、障害（補償）給付請求書添付のG医師作成の診断書によると、請求人の他動運動による関節可動域角度測定値については、①肩関節の屈曲の可動域角度は、右肩関節（患側）160度、

左肩関節（健側）170度で、患側の可動域領域は健側の4分の3（75%）以下の制限には至らず、障害等級に該当しない、②外転・内転による可動域角度は、右肩関節（患側）外転110度・内転0度、左肩関節（健側）外転170度・内転0度で、患側の可動域領域は健側の4分の3（75%）以下に制限されているものと認められる。

したがって、請求人の右肩関節の機能障害は、主要運動の一方の可動域領域が健側の可動域の4分の3以下に制限されていることから、障害等級第12級の6（1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの）に該当するものと認められる。

イ 右肩部の神経症状について

請求人の右肩部には、受傷による腱板機能の低下を原因とする神経症状として、肩関節周囲の疼痛の残存が認められるところ、請求人は、労働基準監督署の調査官及び審査官からの聴取において、右肩の痛みにより仕事をしていない旨述べているが、請求人の右肩の疼痛の程度に関する照会に対するG医師の所見は、「時には強度の疼痛のため労働に支障がある程度の疼痛」としている。このことから、同神経症状は、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（障害等級第12級の12）に該当するものと認められる。

ウ 以上により、請求人の右肩には、機能障害（障害等級第12級の6）と神経系統の障害（障害等級第12級の12）が認められ、いずれも右肩腱板の負傷を原因として同一部位に生じたもので、通常派生する関係にあるものと認められることから、いずれか上位の等級をもって障害等級を判断することになるので、障害等級第12級の6と認定するのが相当とした監督署長の判断は妥当である。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。